

平成23年度第5回政治資金適正化委員会

(開催要領)

1. 開催日時：平成23年12月20日（火） 10時30分～12時00分
2. 場 所：総務省 11階 共用1101会議室
3. 出席委員：上田廣一、小見山満、日出雄平、谷口将紀、牧之内隆久の各委員

(議事次第)

1. 開 会
2. 議 題
 - (1) 平成22年分政治資金収支報告の概要（総務大臣分）等について
 - (2) 平成22年分収支報告に係る政治資金監査報告書の記載内容等に関する調査結果（総務大臣分）について
 - (3) 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等について
 - (4) 平成23年度フォローアップ説明会の実施状況及び参加者アンケート結果について
 - (5) その他
3. 閉 会

(配付資料)

- 資料1 平成22年分政治資金収支報告の概要（総務大臣分）
- 資料2 平成22年分収支報告に係る政治資金監査報告書について（総務大臣分）
- 資料3 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等の実施状況
- 資料4 平成23年度フォローアップ説明会の実施状況及び参加者アンケート結果
- 資料A 政治資金収支報告書に係る領収書等の写しの開示実績
- 資料B 平成22年分収支報告に係る政治資金監査報告書について（総務大臣分）
- 資料C 平成22年分収支報告に係る政治資金監査報告書の記載内容等に関する調査結果（総務大臣分）
- 資料D 政治資金監査に関するQ&A

(本文)

【上田委員長】 では、ただいまから平成23年度第5回政治資金適正化委員会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。

議事に入る前に、平成23年度第3回委員会の議事録についてでございます。

事前に各委員から御意見を賜ったものを、事務局からお渡しさせていただきましたが、第3回委員会の議事録について、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【上田委員長】 御異議がないようですので、6年後の公表まで、事務局において適切に管理していただきたいと思っております。

また、平成23年度第4回委員会の議事録につきましては、お手元にお配りしておりますので、同時に御意見等ありましたら、事務局まで御連絡をお願いいたします。そして、次回の委員会でお諮りさせていただきます。

それでは、本日の第1の議題、「平成22年分政治資金収支報告の概要(総務大臣分)等について」の説明を政治資金課長にお願いします。

【大泉政治資金課長】 政治資金課長でございます。本日の資料1に提出しております平成22年分の政治資金収支報告の概要について、簡単に御説明をさせていただきます。

1ページ目の表紙でございますけれども、提出団体数は総務大臣分3,557団体で、その下に内訳がありますが、政党本部は全部から出てまいりました。政党支部は2団体が出てきませんでした。現職の国会議員の方々の政党支部としては全部が出ております。それから政治資金団体がすべてと、その他の政治団体については85.2%でございますが、この中で、ここには書いてございませんが、国会議員関係政治団体は962団体ございまして、93.8%。資料2以降でまた御説明があるかと思っております。

以上が提出状況でございます。これを、右肩のところでございますが、11月30日に私どもは発表いたしました。これは政治資金規正法の20条の1項で、原則として総務省、各都道府県選管とも11月30日までに公表することと定められておりますので、これに基づいたものでございまして、震災等がございましたが、全都道府県の選管において11月30日までに22年分の公表が済んでおります。

次、おめぐりいただきまして、数字の中身についてご報告をいたします。収支の状況のグラフでございますけれども、2ページ目。最近の傾向といいますか、収入がどんどん減

ってきて、漸減傾向にありまして、22年分も同様に1,167億円という数でございます。それから支出は、選挙の年には比較的多く支出されるのでございますが、衆議院選挙、昨年は1,393億円でしたが、22年分は1,161億円と、選挙があるわりには下がったという特徴がございます。

それから、次の3ページ目についてでございます。これは全体の総務大臣分の、ちょっと細かくて恐縮ですが、数字を並べたものでございます。増減を中心に言いますと、やはり選挙の結果、22年分というのは政権交代してから丸1年がたった、フルで民主党が与党であったということもございまして、政党交付金などの増によりまして、政党分は民主党、あとはみんなの党などが増えました。一方で、その反動として自民党などが減っております。それから、政治資金団体の増減の本年收入額、一番左の欄でございますけれども、11億程度でございますが、これはほとんど国民政治協会、自民党の政治資金団体の減によるものでございます。

あと、特殊要因と言っていいでしょうか、その他の政治団体で96億円ほど前年比で下がっておりますが、これは特別要因と申しますか、幸福実現党が衆議院選挙では337人ほどの立候補者を立てたということもございますが、22年度、参議院については24人しか立てなかったということもございまして、その他の政治団体の幸福実現党で大体67億円ほどの減が出ていますので、それが大きく響いております。

次が支出のページでございます。4ページでございますが、同じように支出でございますけれども、大幅に下がっておりますが、先ほど申しましたとおり、支出の減については自民党が、特に政党のところで減らしている要因になっております。

それから次は、各政党本部ごとのまとめが5ページでございます。先ほどちょっと、繰り返しになって恐縮ですけれども、政党交付金のところを御覧いただきますと、民主党が34億ほど増えて、自民党が37億ほど減っていると。それから、みんなの党、たちあがれ日本なども増やしているところでございます。収入の増減については、政党交付金が一番多うございます。それから、政治団体の寄附でございますけれども、大体大きく減っているところが、おおむね減っておりますが、政治団体からの自民党の8億8,000万の減というのは、先ほど言いました国民政治協会からの減が響いております。

それから、先ほどの収入のほうで、報道等でもされてはいたしましたが、従来からという表現があれかもしれませんが、共産党が事業収入で収入額が一番多いんでございますが、2番目は今まで自民党本部だったのが、22年分からは民主党と、初めて変わり

ましたということでございます。

それから政党の支出でございますが、これも選挙が衆議院選挙から参議院選挙に変わったということで、減っていることは減っている傾向でございますが、やはり自民党の減りが大きいということで、宣伝費、それから一番左の人件費などが結構減っているのが目立っております。

それから7ページ目。これは昭和61年から寄附の状況、それから事業収入の状況について年を追ってまとめたものでございますが、いずれの寄附についても、一目でわかることでございますけれども、減少傾向がかなり顕著になっているということで、個人は一応、ここの表で言いますと一番少ない額でございます。ただ、昭和51年以降、今の政治資金規正法の基本的な制度が定まって以降といたしますと、制度確立当初の51年が一番低いときでございましたので、それよりは多かったということでございます。それから法人その他の団体の寄附は20億程度で、これは制度改正後、最も低い額になっております。それから、政治団体の寄附も一番低くなっております。総じて、寄附の合計をしますと、これも昭和51年以降の制度が大きく変わって今の制度になって以降、一番低い額となっております。それで、事業収入、パーティーのほうを見ますと、これもパーティーの制度が法定されて以降、一番少ない平成5年のときでございましたけれども、最近の傾向はやはり減少傾向になっているところでございます。かなり寄附の量は減っていて、政党交付金への依存度が高まっているという、各社報道のとおりでございます。

それから、震災関係で今年は心配されましたが、1団体だけ、ちょっと資料はございませんが、国会議員関係団体で1団体が領収書の添付ができなかった、流されたということでございました。ただ、3月11日が震災だったということで、その前に監査等は終わっておりますので、監査報告書等についてはついてきております。それから、添付書類がなかったということだけが宣誓書に書かれて報告がございました。ただ、来年になりますと、今の領収書が流されている可能性もありますので、今年、22年分はもう大体締めた後だったので、その程度で済んだかもしれませんが、今度は生の領収書等がどうなっているかはまだわかりませんので、来年は監査とかがなかなか支障が出るような事例が出てくるかもしれません。そういうことでございます。

簡単でございますが、資料1の説明を終わらせていただきます。

【上田委員長】 この件につきまして御質問、御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

よろしゅうございますか。

じゃ、次に、政治資金収支報告に係る領収書等の写しの開示実績等の説明を、支出情報開示室長にお願いいたします。

【羽生支出情報開示室長】 支出情報開示室長でございます。

お手元に資料Aというのがございます。こちらに基づきまして、この1年間の領収書等の写しの開示実績を御説明いたします。

少額領収書等の写しの開示制度の運用が昨年11月の終わりにスタートいたしまして、制度の施行状況について、総務大臣の所管分について取りまとめますとともに、都道府県選管における状況についても初めて調査を行いました。また、併せてこれまで都道府県によって根拠条例も異なることから、特段調査しておりませんでしたけれども、収支報告書と併せて提出される領収書等の写しについても初めて調査を行ったものでございます。

何分にも初めての調査ということと、ちょうどただいまの説明にありました22年分の収支報告書の要旨の公表直後に報告してもらっているということもありまして、今、一部の団体ではようやく昨日、数字が出てくるといった状況になっておりまして、恐縮ですが、本日速報値ということで、委員の皆様限りの扱いということにさせていただいております。

調査の対象期間でございますけれども、どこで区切るかということで、年度で区切ることも検討いたしましたけれども、最新の法改正後ですと11月の終わりが収支報告書の公表期限となっておりますので、年度で区切りましても半端になりますので、選管によって要旨公表の日は若干異なっているわけですが、各都道府県の21年分の要旨を公表した日から、今年22年分の要旨を公表した日の前日までの1年間の実績ということで報告をもらい、調査を行っております。

まず、資料Aの1ページ目でございますけれども、こちらは総務大臣届け出分の政治団体の開示状況、すなわち我々選挙部で請求を受け付けて開示を実施したものの実績でございます。表の作りですけれども、左側の項目の欄は(1)の開示請求から(5)の開示決定まで、上から下へ制度の手続の流れに沿った格好にしております。それから、縦2列、数字を並べておりますけれども、左側の数字が収支報告書に併せて提出されます領収書等の写しの実績、右側が少額領収書等の写しの実績でございます。

本日お配りしている資料の一番下に、実はこういう横長のポンチ絵を入れておりますけれども、これも御案内のとおりでございますが、このポンチ絵の上側ですね。国会議員関係政治団体ですと1万円超の領収書、その他の政治団体については5万円以上のものが、

収支報告書に併せて領収書等が我々に提出されてまいります。こちらについては、情報公開法に基づく開示制度ということでやっております。下のほうが1万円以下の少額領収書等の写し、こちらが新たな改正政治資金規正法に基づく少額領収書等の開示制度ということになります。資料Aの左側は、上の段の情報公開法に基づくものの実績、右側が少額領収書等の実績になってございます。

我々は端的に、左側の収支報告書に併せて提出された高額の領収書、右側は少額の領収書などと呼んでおりますけれども、説明の便宜上、高額・少額という、ちょっと省略した説明をさせていただきたいと思います。それと、前置きが長くなって恐縮ですけれども、資料Aの左側の高額の欄に幾つか斜線がございますが、これは今のポンチ絵にもございますように、高額の領収書ですと我々の手元に領収書がございますので、開示請求がありましたらすぐ作業に着手して開示ということになるわけでございますが、少額の制度につきましては政治団体の手元に領収書がございますので、提出命令をかけて、写しの提出があって、それから手続ということになってまいりますので、そうしたことも踏まえて、ちょっと表の作りが違っております。

それでは、内容を御説明してまいります。まず、それぞれの欄の数字は、特段の断りがない限りは延べ数を記載しております。(1)の①、開示請求者数は高額・少額ともに38者となっております。これは偶然の一致でございます、高額のみを開示請求をした人もいれば、少額のみを請求をした人もいます。たまたま38ずつであったということがございます。それから被請求団体数でございますが、上段が延べ数、下の段の括弧書きが実際の数になっております。

それから、請求対象となる団体の内訳でございますけれども、左側、高額の領収書については、収支報告書を提出しました全ての政治団体が対象になりますけれども、少額領収書等については御案内のとおり、国会議員関係政治団体のみが対象となっております。特に右側の少額の被請求団体数の実数でございますが、括弧書きが196団体となっております。今、国会議員関係政治団体は、日々変動しておりますけれども、大体800から900ぐらいで推移しております。そのうちの196団体に対して開示請求がなされたということですので、国会議員関係政治団体は対象政治団体のおよそ4分の1ぐらいに開示請求がなされたと言えるかと思えます。

次に、(2)の提出命令の発出対象団体数が239団体。この数字は、同じ時期に複数請求がありました場合には、提出命令そのものは1本で行いますので、実際の開示請求の延

べ数である315と比べますと、少し数字が小さくなっております。また、違う時期に同じ団体に対して請求がありました場合には、1度開示をした団体であっても改めて提出命令を発出しておりますので、(1)の②の実数よりは少し多くなるという格好になっております。

次に(3)の、政治団体からの申し出による提出期間の延長でございますけれども、これは団体からの申し出で提出期間を30日延長している件数でございます。実際に延長したのは32団体。ちょうど11月の終わりから開示請求がスタートということで、どうしても年末の多忙な時期にかかってしまうこともありました。また、多くの団体は、やはり提出する枚数が何百枚もあるということで、非常に多いところが中心でございました。

次に(4)の開示決定の状況でございます。後ほど御説明しますけれども、該当する支出がない、領収書等が存在しないという理由で不開示とした団体を除いては、開示決定をいたしております。これが高額で411団体、少額で275団体でございました。

次の②の欄が、領収書等の写しの実際に開示決定した枚数でございます。これは提出されたA4の紙の枚数で数えておまして、1枚のA4の紙に複数枚の領収書が張ってある場合も1枚と数えております。数字は右側の少額のほうが多くなっておまして、どうしてもやはり少額の領収書は光熱費ですとか、交通費ですとか、日常の細かい支出が多くなりますので、開示した団体数で比べますと高額のほうが多いんですが、やはり少額のほう枚数で見ますと多いと。作業としては手間がかかるものであることがおわかりいただけるかと思えます。

それから、(5)開示決定期間の延長ですが、これは事務局の都合による延長の実績ということで、どうしても11月末の要旨の公表以降、開示請求が集中しまして、作業も集中してしまいます。事務処理の限界も出てまいりますので、ストックが一定以上になりました段階で30日の延長をさせていただいております実績でございます。①がその法定の30日以内の延長、②が法律に定められた特例延長でございますけれども、これは高額のみ実績がございます。140団体とありますが、これは、ある1の請求者から200を超える団体について同時に請求がなされまして、なかなか30日の延長でも作業が終わらないということで、うち140団体分について特例延長をさせていただいたと。大体、半年弱で処理をしております。

それから(6)でございますが、開示をしない旨の決定、いわゆる不開示決定の件数でございます。左の高額が31団体で、これは全て開示する支出がないケースでございます。

た。情報公開法の8条には、例えば行政文書が存在しているか否かを答えるだけで不開示情報を開示することになる場合は、開示請求を拒否することができるという規定もございますけれども、そういった適用はございませんで、全てたまたま支出がなかったということでの不開示決定でございました。それから右側の少額、40件でございますが、こちらもうち38件は、下にありますが、政治資金規正法19条の16第12項第2号の理由によるもので、少額領収書に係る支出がない場合でございました。

その上の段ですが、1号の理由ということで、これは制度設計時に大量請求等の懸念もございまして、開示請求が権利乱用や公序良俗に違反している場合には、不開示とすることができるという規定が設けられまして、こちらの適正化委員会におきまして今年の3月に、不開示とすることができる場合の具体的な指針について御決定をいただいております。幸いといたしますか、こちらについてはこの1年間、適用になるような開示請求はございませんでしたので、ゼロ団体ということになっております。

あと2団体、解散によるものというのがございます。少額領収書等の制度は、団体が解散しますと、領収書等を持っています会計責任者もいなくなってしまうので、提出命令をかける相手がないということで、解散があった場合には不開示ということになります。これが2団体でございました。ちなみに高額の場合には、解散の場合にも、解散の際に収支報告書と併せて領収書等を提出いただく仕組みになっておりますので、こちらは開示はできることになっております。

最後の(7)、提出命令に対して20日の期限内または延長の期限内にも提出がなかった場合には、インターネットで公表する仕組みになっておりますけれども、総務大臣分は2団体。この8月に提出がなされまして、現在はインターネット公表を取り下げております。やはりインターネット公表いたしますと、マスコミからも、これはどうなっているんだということで問い合わせもありましたし、団体側にも問い合わせが行ったということで、一定のペナルティ的な効果なり、提出を促進する効果はあったのかなと考えております。

以上が総務大臣分でございます。

めくっていただいて裏側ですが、都道府県選管分でございます。こちらは、まず(1)の開示請求者数、それから被請求団体数、ともにやはり高額のほうが多くなっております。少額領収書等の請求の実数ですが、(1)の②の下の段、括弧書き、少額が668団体で、都道府県選管の所管分の国会議員関係政治団体数がやはり2,300か2,400ぐらいでございまして、4分の1強ぐらいの団体に開示請求が行われていることがわかります。

大体、総務大臣分と同様の傾向かと思えます。

以下は総務大臣分と同様の内容ですので、簡単に説明させていただきますが、若干まず制度的に異なる点としましては、いわゆる高額分については、国の分ですと情報公開法に基づくわけですが、各都道府県選管の分については各都道府県の情報公開条例に基づいての請求ということになります。特に（５）の開示決定期間の部分なんです、これが都道府県選管によって条例上まちまちになっておりまして、例えば開示決定までの期間が国では３０日以内に開示決定となっておりますところが、都道府県によって１５日以内に開示決定するんだとか、仕組みが違っております。そうしたことが、ちょっと（５）の数字には影響が出てきているところがございます。

それから数字的な面で見ますと、例えば（４）の開示決定の状況を御覧いただきますと、やはり高額のほうが請求が多いという傾向は総務大臣分と変わりませんが、領収書等の写しの枚数を見ましたときに、我々のほうでは少額のほうが枚数的にも多かったんですが、こちらは（４）の②、高額のほうが枚数が多くなっております。これは恐らく、都道府県所管の団体ですと、団体の規模も小さくて、支出の件数も少ない傾向にあるということが影響しているのかなと思われまして。それと、表裏を見ていただくと、やはり少額の制度ができていても、高額のほうが請求の件数は多くなっておりまして、やはり政治資金の流れを追う上で、開示請求者にとっても高額が本丸なのかなということが見えてくる感じがいたしております。

そのほかの数字的には、都道府県選管分では（６）の不開示決定の部分。やはり都道府県においても権利乱用、公序良俗違反の適用はゼロでございました。それと、インターネット公表が４団体。これは２つの県でございまして、こちらもすべて現時点では提出が終わっておりまして、公表されている団体は今はないという状況になってございます。

以上、雑駁ではございましたけれども、１年間の実績の説明でございます。

【上田委員長】 ありがとうございます。この件につきまして、御質問・御意見等ございましたら、どうぞ御発言いただきたいと思えます。

谷口委員、どうぞ。

【谷口委員】 概算で結構なんです、開示請求者のうち報道機関はどのくらいになりますか。

【羽生支出情報開示室長】 実は開示請求者は、個人名でなされる方もおられまして、制度上それをやるな、やってよいという規定もないんですけれども、我々のほうも、あな

た、どういう素性の方ですかというところまでは、正直、確認をしておりません。ただ、感じとしては、やはり報道の関係、雑誌とかも含めてでございますけれども、おそらく8割、9割はそういう方なのかなと。ただ、中には明らかに個人で、ちょっと趣味的にされているのかなという方も、わずかですがいらっしゃるかと思います。

【谷口委員】 ありがとうございます。

【上田委員長】 ほかに御意見ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

じゃ、本議題につきましては御了承いただいたということで、よろしゅうございますね。

(「異議なし」の声あり)

【上田委員長】 次に、第2の議題の「平成22年分収支報告に係る政治資金監査報告書の記載内容等に関する調査結果（総務大臣分）について」の説明を事務局にお願いします。

参事官、お願いします。

【岡本参事官】 はい。それでは、議題2について御説明させていただきたいと思えます。資料2でございますが、内容自体は全て委員限り資料Bに入っておりますので、委員限り資料Bを基本といたしまして、一部、資料Cも御説明をさせていただこうと思えますので、資料Bと資料Cを出していただければと思っております。よろしいでしょうか。

それでは、まず資料Bから御説明をさせていただきます。平成22年分収支報告に係る政治資金監査報告書、総務大臣分を調べた結果でございます。ここで、まず調査の対象でございますけれども、資料Bの一番下を見ていただきたいと思います。調査の対象は、昨年委員会に御報告したものと、やや異なっております。理由といたしましては、表に記載されておりますけれども、今回の調査ではアの12月31日現在で国会議員関係政治団体であったもの、イの解散日現在で国会議員関係政治団体であったものを調査の対象としておりますが、これは先ほど政治資金課長からも御報告がございましたように、政治資金課の国会議員関係政治団体の今回の報告の対象と合わせさせていただいたということでございます。なお、アが一番メインな対象団体になるわけですが、アの団体につきましては、ほぼ同じ数で推移していると御理解いただければと思えます。

そこで、資料Bの上のほうへ行っていただきますと、まず政治資金監査結果の概要といたしまして、今回提出された政治資金監査報告書では、政治資金監査の対象となった事項について、全て確認できたとされた国会議員関係政治団体の割合が増加している。平成21年分が91.4%でございまして、平成22年分は95.6%となっておりますので、政

治団体側の関係書類等の保存・徴取義務の履行について、改善の傾向にあるのではないかと
ということが大きな内容でございます。

そこで、その内容について具体的に説明させていただきますと、資料Bの中段と、資料
Cも御覧いただければと考えております。資料Cの1ページ目でございます。資料Cのほ
うが詳しい内容でございますので、資料Cをまず見ていただきますと、記載例が現在、(1)
から(4)を適正化委員会としてお示しいただいているわけでございますけれども、今回
の962の対象団体中、記載例(1)の内容で提出されたものが917でございます。うち
収支報告書に支出が計上されていないものが50でございます。記載例(4)の内容で提出
されたものが3でございますけれども、記載例(4)につきまして、周知については今年
からのところが大きいと思いますので、こういう結果となるのは当然であったかなと思っ
ております。

記載例(2)の内容で提出されたものでございますが、これは資料Bの(2)にもござ
いますように、会計帳簿に記載不備があったというものでございますけれども、これに関
しましては、平成21年が18であったものが、今回の調査では8になっています。

また記載例(3)、会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出があったもの、いわゆる
領収書等がなく、亡失等一覧表が添付されているものが主でございますけれども、これが
46から30となっております。

記載例(2)及び記載例(3)の内容の複合形、両方指摘があったものですが、
これにつきましては、9から4という内容になっておりますので、先ほど申し上げました
ように、基本的には改善の傾向にあることがうかがえるかと思えます。

次に、資料Cの更に下でございます。「参考」というところを見ていただきますと、前回
の政治資金監査報告書において指摘事項がありました団体を更に抽出して、具体的に調べ
ました。平成21年分で記載例(2)と指摘されていた団体が18あったわけですが、
下の右側に(3)とございますが、これは今年収支報告書の提出がなかったところ
でございますので、22年分の提出があった15の団体でございますけれども、この推移を
見ていただくと、右側ですが、記載例(1)ということで、いわゆるすべて確認できた団
体となったものが14。記載例(2)のままの団体が1という状況です。

同様に、下の記載例(3)の団体で、平成21年分提出があった43団体ございま
すが、右側を見ていただきますと、記載例(1)すべて確認できたが31団体、記載例(3)
のままは11団体。記載例(2)及び(3)の1団体となっております。平成21年分の

団体数、記載例（２）及び（３）だと９団体ですが、記載例（１）になったところは５団体、記載例（２）・（３）となっている団体がそれぞれ表の数のようにございますので、２１年分に関して、記載例（２）ないし記載例（３）で指摘があった団体につきましては、平成２２年分の政治資金監査報告書では大幅に改善されていると言っていい状況と考えられ、政治資金監査制度が相当効果があったということがうかがえる内容ではないかと考えております。

続きまして資料Ｂでございますが、おめくりいただきまして、２ページを御覧いただきたいと思っております。

「参考」となっております①でございますが、いわゆる会計帳簿に記載不備があったものとして報告されたものでは、具体的にどのような内容だったかというものを調査したものでございますけれども、支出を受けた者の氏名、住所、支出の目的、金額、年月日、それぞれありますが、アンダーラインを引かせていただきましたとおり、支出を受けた者の住所というのが９件で、最も多くなっております。前回２０件でございますので、半減はしておるわけですが、まだ一番多いという状況になっております。

下の②、記載例（３）ですが、実際にどのような指摘があったかということですが、領収書等亡失等一覧表の添付というものが３１件で、圧倒的でございます。そのほか、支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費として２件あったという状況です。

③ですが、主たる事務所で政治資金監査をしていただくことが原則なわけですが、それ以外の場所で監査を実施したものを調べてみますと、約２割。２１．７％、２０９団体となっております。これの分析につきましては、後ほど御説明を申し上げます。

そこで、３ページを見ていただきたいと思っております。政治資金監査報告書の記載状況でございますが、まだ一部ではございますけれども、必ずしも正確でない記載が見受けられたところでは、これらの改善に当たりましては、別途実施をしております都道府県選挙管理委員会分の調査結果、こちらにつきましては来年２月の委員会で御報告させていただこうと思っておりますので、この結果も踏まえる必要がありますけれども、基本的には本年８月に作成した政治資金監査報告書チェックリストの積極的な活用を促進するということ、まず１つあるかと思っております。こちらにつきましては、来年１月から監査が始まる平成２３年分の政治資金監査報告書で具体的な成果が出てくることになろうかと思っておりますので、積極的に活用を促進するという。また、政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会を、今年秋口もずっとやってまいりましたけれども、そちらの継続的な実施や

関係士業団体との連携を通じまして、個々の登録政治資金監査人の方々に対しまして、きめ細かな指導・助言を行うなど、より精度の高い政治資金監査報告書の作成につながるよう注力すべきではないかというものでございまして、ここまでが総論でございます。

次に具体論ですが、3番でございます。「政治資金監査報告書の記載不備等への対応方針(案)」を示させていただきます。

(1)、あて名、監査人名等の記載でございますけれども、依然として国会議員関係政治団体の正式名称の記載誤りや、自署かつ押印等の不備など、比較的軽微な不備が見受けられております。これにつきましては、先ほど申し上げましたように、監査報告書チェックリストの活用を促進することと、フォローアップ説明会の継続的な実施を行うこと。まず、下の政治資金監査報告書チェックリストにつきましては、※1ですが、ホームページにより周知しておりますし、研修テキストの増補版を作成いたしまして、この中に盛り込み、登録政治資金監査人の方々に配布することでさらに徹底を図ってまいりたいと思っております。また、フォローアップ説明会不参加の方々が当然いらっしゃるわけですが、その登録政治資金監査人の方々に対しましても説明会資料を送付させていただき、見ていただくことをお願いしたいと考えております。また、関係士業団体の皆様が主催する研修会の機会の活用等もさせていただきますし、周知徹底をしてまいりたいと考えております。

4ページをお開きください。保存書類の記載についてでございます。政治資金監査報告書による報告事項の趣旨や、用語の使い方についても周知が徹底していなかったのではないかと。また、登録政治資金監査人の方々の理解が必ずしも十分でなかったりすることによりまして、政治資金監査報告書の記載内容に齟齬が生じているものが残念ながら見受けられております。また、業務制限に関する記載をしていないという、これはかなり重大な、初歩的なミスではないかと思っておりますけれども、件数は1件ですが、そういうものもございまして、会計責任者等に対する指導内容等に関する任意の記載がされているものもございました。なお、前回の調査で見受けられましたような、会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出があった場合の取り扱いに係る不備のたぐいは、今回の調査では見当たりませんでした。

対応方針といたしましては、先ほど申し上げたことの繰り返しになりますけれども、報告事項に関する理解も促進いたしまして、正確な記載について周知徹底する必要があるのではないかと考えておりますが、検討事案として、このところで3つ挙げさせていただきます。全体として状況はよくなってきたと見える中ですが、1ポツ目にござい

すように、重大な記載不備を繰り返すような登録政治資金監査人の方に対する指導・助言のあり方について、都道府県選管の現場などから意見があるところもございまして、問題提起をまず1点目にさせていただいております。

2つ目が、任意の記載がある会計責任者等に対する指導内容等について書かれているものにつきまして、どう考えるべきかということで、こちらに関しても問題提起をさせていただいているところですが、こちらの具体例につきまして、資料のかなり後ろのほうになってしまうかもしれませんが、資料Dの後ぐらいに1ページ、横表のものがあると思います。このようなペーパーが1枚入っているのではないかと思うんですが、お探しいただけますでしょうか。

【上田委員長】 一番後ろですね。

【岡本参事官】 そちらでございます。

具体例につきまして、どういうものがあつたのかという御指摘を事前レクの際に委員の先生からいただいたので、実際に記載されていたものをそのまま載せております。記載例以外の(5)や(6)として、監査報告書への記述でございます。(5)で、「領収書のうち、目的の記載のないものが17件あり、住所記載のないものが1件あり、今後是正するよう指導した。」と、但し、ちょっと用語は違うと思うんですが、「収支計算書にはすべてが適法に記載されていた。」と、こういうコメントがあつたものがございます。「(5)あて名のない領収書等が見受けられ、今後、当該国会議員関係政治団体の名称を発行者において記載してもらうよう助言した。」と、この同じ方が(6)も書いていまして、「領収書等のあて名に、当該国会議員関係政治団体と異なる名称の領収書等が見受けられたが、会計責任者にヒアリングし、これらの領収書等が当該国会議員関係政治団体あてに発行されたものと推認された。」と、こういう記載がなされている方がいらっしゃいますけれども、問題提起といたしまして、どう考えるべきなのかということが2つ目のポツでございます。

3つ目のポツでございますけれども、政治資金監査報告書の記載例に関しましては、政治資金規正法の規定ぶりに従いまして、会計帳簿等の関係書類等を列記しているということでございますけれども、そのことによって、かえって記載誤りが生じていると思われる例がございます。具体的には下のほうで見ていただきますと、今、監査報告書に関しましては委員の皆様方ご存じのとおり、監査の概要というところですべて列挙いたしまして、監査の結果というところで保存されているものを列挙していくという形になっているんですけれども、その中で領収書と、アンダーラインを引かせていただいている「領収書等を

徴し難かった支出の明細書等」というところ、この「等」は何を意味しているかといいますと、下にございますように、「振込明細書に係る支出目的書」を意味しており、こちらに関しましてはフォローアップ説明会でも、その趣旨は周知しているところではありますが、依然としてこのところのミスが大変多く、また、事務局に問い合わせが最も多い事項の1つでもございます。

これに関しましては、ややわかりにくいというところも否めないところもございますので、アンダーラインを引かせていただいておりますけれども、政治資金監査マニュアルで提示している記載例の見直しを検討してはどうかということに記載させていただいているところがございます。

続きまして、5ページを見ていただきたいと思います。(3)の主たる事務所以外で政治資金監査を実施した場合の記載でございまして、政治資金監査の実施場所が主たる事務所と異なる場合には、下記の記載例のように、その理由を具体的に記載し、実施場所を特定してくださいということになっておりますけれども、政治資金監査報告書に記載されていた例を見る限りにおいては理由が不十分と思われるもの、また実施の場所について具体の場所及び住所が併記されていないものが見受けられております。政治資金監査マニュアルにおきましては、下でございまして、アンダーラインを引かせていただいているところですが、政治資金監査の実施場所を特定することという表現にとどまっているところがございます。

また、その主たる事務所で行わないことができる例外が下に、それに関しましても記載例で書かせていただいておりますが、現在、更に下の囲みのところ、フォローアップ説明会で提示している記載例ですが、これに関しましては、主たる事務所以外で監査した場合には場所と住所も併記してくださいということになっております。対応方針といたしましては、アンダーラインを引かせていただいているところですが、主たる事務所を実施することを原則としたもともとの趣旨、また例外的に主たる事務所以外で実施することとした場合の理由等のあり方や記載ぶりにつきまして、上記の主たる事務所以外で実施した場合の記載例も含めて周知徹底が必要ではないかと考えております。

さらに、6ページでございまして、一番上の検討の事案というところがございますが、中段のアンダーラインのところから説明させていただきますと、場所と実施の併記につきまして、先ほど申し上げましたとおり研修会等で徹底していくのですが、この具体の場所と住所の併記を徹底するためには、政治資金監査マニュアルの改定についても検討

すべきではないかということ。実際、具体の場所及び住所が記載されていないものが144団体あったことも踏まえると、検討すべきではないかということが1つでございます。

また一番上を見ていただきますと、一方では理由につきまして、解散、事務所を閉鎖したため、解散したためというものが17件ほどございましたけれども、これを理由とするものにつきましては、ある程度もっともな理由ではないかとも思いますので、会計帳簿等の関係書類等の紛失等の防止の措置が十分講じられ、かつ会計責任者等に対するヒアリングを通じて経常経費を含む事務所の運営実態について確認することを条件といたしまして、主たる事務所で行わないことができる例外理由、これは例外理由がマニュアルに書かれているわけですが、これに該当するものとしてもよいのではないかと、ということが1つでございます。

続きまして、(4) その他（領収書等を徴し難い事情）でございます。徴難明細書に、政治資金監査マニュアルで例示されている領収書等を徴し難い事情以外の理由が記載されているものが見受けられているのではないかと。中には明らかに徴難事情に該当しないものもあるのではないかと。これに関しまして、クレジットカード払いのためでありますとか、2つ目の領収書等を慣例的に発行していないため（陣中見舞い）でありますとか、支部と折半で支払いのためというようなことを書かれていたりもするわけですが、4つ目の紛失のためということに関しましては、明らかに徴難事情に該当しないと考えられます。これに関しましては、徴難事情の趣旨の徹底を図るとともに、具体の事案が徴難事情に該当するかどうかの判断がつかない場合には、政治資金適正化委員会に照会するよう周知徹底を図る必要があるのではないかと考えております。

資料の説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

【上田委員長】 この件につきまして、御意見・御質問等ございましたら、どうぞ御発言いただきたいと思っております。

牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】 今、いろいろ問題提起がありましたけれども、この後まだ説明があるんですか。それとも、先ほど問題提起されたことに対する意見をこの場で述べるほうがいいんでしょうか。

【岡本参事官】 この資料に関しましては、説明は以上でございますので、御意見がございましたら、お願いたします。

【牧之内委員】 委員長、どうしましょうか。

【上田委員長】 いや、順不同で。

【牧之内委員】 順不同でよろしいですか。

【上田委員長】 どうぞ、いいです。

【牧之内委員】 結構幾つかありましたが、稟議事項ですよ。稟議事項の記載については、今、報告書の記載例では何も触れていないんですか。ここに書いてあるような事例を記載することについての討議については、何も触れていないわけですよ、現在のところは。

【岡本参事官】 今、牧之内委員が見られていますが、こちらの緑のテキスト73ページに18というところがございます。

【牧之内委員】 18、はい。

【岡本参事官】 登録政治資金監査人は政治資金監査報告書の作成において、記載例に加え、特に記載する必要があると判断した事項がある場合は、政治資金適正化委員会に照会すること、73ページでございますが、そうなっておりますので、基本的には照会していただくべき内容のものが照会されていないままに記載されているということではないかと考えております。

【上田委員長】 牧之内委員、何か御意見をお持ちでしたらどうぞ。

【牧之内委員】 今ここに例示が3つほど挙がって、上のほうには丸がついてありますが、丸のついたのは、この記載は、もし照会があれば結構ですと言うという意味の丸でしょうか。

【上田委員長】 参事官。

【岡本参事官】 それはちょっと丸の意味が確かにわかりにくいところがあるのですが、この記載例が3つあったなかで、人を丸があらわしてしまして、1人目の方がまず(5)一番上を書いていて、(5)・(6)を2人目の方が書いているという趣旨でございまして、内容の判断という意味では全くございません。

【上田委員長】 人数ですね。

【岡本参事官】 人数です。2人ということで、内容について記載したものではございません。

【牧之内委員】 それではもう1回、お伺いしたい。

【上田委員長】 はい、牧之内委員、お願いします。

【牧之内委員】 じゃ、仮にこの適正化委員会に照会があったと。こういうのを記載し

でもいいかという照会があったら、どういう返答をすることになるんですか。

【上田委員長】 じゃ、事務局はどうお考えか、参事官、お願いします。

【岡本参事官】 そここのところは具体的に照会があったときに、委員会でまさに御判断いただくべきことなのだろうと思っておりますけれども、基本的には指導の内容というのは、なるべく統一的行っていくことが委員会としての基本スタンスと思いますので、統一的に記載していくほうが良い内容については、盛り込むべきものは盛り込むことになるでしょうし、そうでないものは記載例としては、あまりよくないのではないかという御判断があるのではないかと思っておりますが、いずれにしてもその点は委員会で、個々具体的に判断いただくところかなと思います。

【上田委員長】 統一的に……どうぞ、牧之内委員。

【牧之内委員】 せっかく監査をして、単に表面的にどうのこうのだけではなくて、内容まである程度見て、当否まで見て、ただし当否を判断するということではないけれども、こういう注意をしたとか何とかというようなことを付記をするというのは、監査人としてはやはり、むしろ熱心に取り組んでいることの証ではないのかなと思いますし、こういうものを書いちゃいけないというふうに徹底していくのは、あまりしないほうがいいのではないかというのが私の意見です。

【上田委員長】 日出委員、どうぞ。

【日出委員】 これは当初から、税理士会でこの報告書を書く際に、このような点についての質問もあったんですが、我々とすれば、この趣旨を考えると、任意の記載はしないで、あくまで自分が監査を行った自分の監査の調書というか、そういったものを書くべき項目なので、報告書には記載する必要はないと、私は税理士会の研修会などではこれまでやってきた覚えがあって、これが任意記載を今度認めてしまうと、監査をやっている手順の中身も全部開示するような形になって、非常にボリュームが大きくなるし、見るほうも大変かなと考えています。あくまで自分の監査の調書というか、自分の仕事の責任上そういったものをきちんと書いておけばいいのではないかということで話をしてきましたので、任意をあまり広げると、なかなか実務的にも大変ではないかなと思っています。

【上田委員長】 牧之内委員。

【牧之内委員】 そのことがいろいろ過重な負担を、従来以上の負担を監査人に与えてしまうことを求めているわけではなくて、だから書いていいですよではなくて、こういうふうに書いてきたものを、だめだと言って徹底していくということまで踏み込む必要があ

のかということなんですけれども。書いていいですよではなくて、書かないのが原則なんですけれども、このところを絶対書いちゃいけないということで徹底していくところまでの必要があるのかどうかという。これ、相当影響がやっぱりありますかね。

【日出委員】 あると思いますね。

【牧之内委員】 あるんですかね。

【日出委員】 はい。

【牧之内委員】 監査人の気持ちとしては、やはり自分が指導したり何かしたものを残しておきたいとか、そういう気持ちがある？

【日出委員】 あります。それは、自分の手元の資料として残さないという指導をしております、私らは。報告書に全部書いてしまうと、大変ではないですかね。それから、どの程度までだという、今度は程度の問題が出てまいりますね、中身としても。1個1個判断しなくちゃいけなくなってしまうので、それはなかなか難しいと思います。

【牧之内委員】 もちろん、だから報告書に書くようにと指導するのではなくて、書かないということは指導していいんですが、出てきたものを、いや、こういうことは間違いですよと、書いちゃいけませんよと言うことで徹底していくことまで必要かと。ほっといいんではないかということなんですけれども。

【上田委員長】 小見山委員、お願いします。

【小見山委員】 一般の会計監査を行う者の立場から御発言させていただきますと、私ども公認会計士は、監査というものは保証業務というふうに取り扱っております、皆さんもご存じのとおり、皆様のご存じの方にお金を借りたときに保証人になるのと同じように、我々は保証人になると。そのときに、保証人になりますというのが監査報告書と同じような一面の書類になるわけでございます。

今回の適正化委員会で取り扱っております政治資金監査における監査報告書は、それとは全然違うものであることは確かなんです。ただ、全然違うものではございますが、そこに合わせている文言というものは、あくまでも監査の結果をどなたかにお知らせすることでございます。お知らせするというものは、明瞭性が非常に要求されるものでございまして、それから政治資金監査人によって差が出てくるものも困るということでございます。

したがって、私はできれば統一したフォームの中に置いて、それを皆様が御利用いただくと。もし何か書くことができるようになってしまった場合には、Aさんは書いたけれども何でBさんは書かないんだとか、いわゆる監査人の責任というか、書かなかった人の責

任が今度は問われてくることがないのかどうか。おまえはそれを開示しなかったじゃないかというようなことを言われてこないかどうか。そのところが、いわゆる責任論として、守ってあげなくちゃいけない立場とすれば、できるだけ書かないような形にして、どうしても書かざるを得ない事項が出てきた場合には、こちらに御照会いただいて、我々で御判断させていただけたらいいかなと私は思います。

【上田委員長】　　じゃ、谷口委員、何か御意見をお持ちですか。

【谷口委員】　　どちらの意見も全くそのとおりでと思うので、判断に迷うところなんです。今回事例としてお示しいただいたこの2名3件が全てですか？

【岡本参事官】　　(5)、(6)で記載があったものは全てです。

【谷口委員】　　全て？

【岡本参事官】　　総務大臣に提出された監査報告書を見た中で全てです。

【谷口委員】　　ということであれば、まだ少数なので、成り行きを見る、傾向を見定めるとのこと。あえて今手当てをするのであれば、先ほどマニュアルの照会しなさいという部分について、下線を引くとか太字にするとか、そういう程度じゃないでしょうか

【上田委員長】　　フォローアップ説明会では、ここはいいですよと言っておいて、実際に出てきたら、注意するわけじゃない。ここに出ている感じでは、別に注意することではないですよ。ただ、あまり数が多くなってくると、ちょっと扱いに困ってきちゃうんですね、これは。

日出委員、どうぞ。

【日出委員】　　先ほど小見山先生が言ったとおり、Aさんは書いている、Bさんは書いていない。やっぱり開示請求されたときは、それは比較できる話になってきて、監査人の仕事の中身みたいなものが比較される恐れも出てまいりますよね。果たしてそれでいいのかなという感じはします。

【上田委員長】　　普通はそういう場合はあれだけれども、この監査制度にいろいろウオッチしている人がいれば、それはAさんの部分もBさんの部分もみんな集めて比較検討しますよね。普通はあまりそういうことはないと思うんですけれども。

【谷口委員】　　しばらく様子を見たほうがいいと申し上げましたのは、片や余計なことを書くなど当委員会として周知徹底するとなると、外形的・定型的監査に対する批判もある中、世論の批判を招くリスクがあります。今後、監査人の間にこうした加筆をしなければいけないという暗黙の規範がつくられてしまうのであれば、手当てをしたほうがいいと

は思うんですけども、もうしばらく成り行きを見たほうがいいんじゃないかと思います。

【上田委員長】 これは選管分に入ってくるかどうかはわからないんですね、まだ。総務大臣分だけですね、今は。

【岡本参事官】 総務大臣分だけです。

【上田委員長】 だけですね。選管分はわからない。選管分からこれを何か検索とか、調査することは可能ですか。それとも、ちょっと難しいですか、量が多いから。

【岡本参事官】 選管分のアンケートは、前の委員会でもご報告させていただいて、既に今かけておまして、もう近日中にみんな一斉に返ってくるという状況ですが、ただ今の点は調査項目に入っておりませんので、再度調査するのはかなり時間的に難しいかなと思います。

【上田委員長】 そうですか。

事務局長、お願いします。

【田谷事務局長】 我々、フォローアップ説明会等の機会を活用して県の選挙管理委員会からヒアリングをさせていただいておりますが、その際こうした定型外の記載については、あまり目立ったものはないというように聞いておりますが、引き続き、研修会や説明会のときに実態を拾わせていただければと思います。

それから、この3件ですが、それぞれ亡失等一覧表を書かせたケースかどうかを確認いたしますと、いずれも亡失等一覧表を書かせていなくて、記載例（1）に該当するものでございました。ということは、推しはかりますと、監査人の方々にとってはやはりあて名がないとか、別の名前を書いているといったことに対して、きちんとヒアリングをやったんだということを書いておきたいと御判断されたようなこともあると思います。御案内のとおり、従前は、非常に厳しい基準しかなかったものが、請求書と併せて確認できたもので可とするという具合にマニュアルを改定いたしました。古いマニュアルで研修を受けた監査人でいらっしまったのかもしれませんが。フォローアップの説明会等で、このマニュアルどおりにやれば監査人としての職責を果たしているんだということを、更に徹底して説明していきますと、おそらくこういう付記はなくなっていくのではないかと。谷口先生がおっしゃったように、我々もそういった努力をしながら、少し経過を見させていただけないかなと考えますが、いかがでございましょうか。

【上田委員長】 私もちょうと皆さん方の意見を伺っていて、そんなにこれから数多く出てくる様子もないように思うので、あとは研修会とかフォローアップとか照会のときに、

もともと監査人の役割はここまでですよと答えてあげれば、それで落ちつくんじゃないか
と思います。でも、だめとはちょっと言えないですよ、これは。

【牧之内委員】 そうですね。

【上田委員長】 はっきりだめとは言えない。

【日出委員】 繰り返すようですけども、やはりこれはあくまでヒアリングとかそう
いった、やった仕事の中身の記述なので、自分のやった仕事の備忘メモとか、そういった
もので備えつけておいて、結果は報告には書く必要はありませんということは、当初から
言っていた話だったんですから。決して記述はだめだと言っているわけじゃないですよ。
こういった中身でない、もっと大切なものがあって、それは書きたいというときに、委員
会に照会してオーケーが出れば、それは当然だと思うんですけども。

【上田委員長】 今、日出委員のおっしゃるとおりなんです。それはこのフォローア
ップの説明会か何かでこういうことを発言されて、もし気になったら自分の手控えのほう
に残しておいてくださいということを徹底すれば、よろしいんじゃないかと思います。

ほかに何かございますか。

【日出委員】 すみません、私から。

【上田委員長】 はい、日出委員。

【日出委員】 資料Bの4ページの検討事案の1番目、重大な記載不備を繰り返す監査
人に対する指導・助言のあり方というのは、何か事務局で考えていることがあるのかなと、
ちょっとお聞きしたいところなんです。

【上田委員長】 参事官、お願いします。

【岡本参事官】 ここのところはいろいろ確かに難しい点もあろうかと思しますので、
事務局として、今、確たる考えはございません。ただ、問題として、かなりいろいろと指
摘がございますので、一度御議論賜ればと思っているところでございます。

具体例といたしましては、例えば先ほど申し上げました業務制限に関する記載がないと
か、あと別記を除き確認された監査報告書に書いてあるんですけども、別記が記載さ
れていないとか、というような事例も、残念ながらそういうかなり重大なミスもあるもの
ですから、そここのところに関していかなものかという意見がありますので、まずは委員
会に、そういう声があるということを御報告しているということでございます。

【日出委員】 数的にはどのぐらいあるんでしょうか。

【岡本参事官】 なにが重大かということに関しましては、これはもともと価値判断で

すから、はっきりと申し上げることは、なかなか難しいところがあると思います。軽微なものに関しましては資料Cのところをあまり御説明しませんでした。軽微なミスはものすごくあるわけです。重大なものはどう考えるかにもよりますし、人それぞれにもよります。数件という見方もできますし、数十件という見方もできるのかもしれないと思うんです。しかし、普通の感覚で言うと、どう考えてもかなり間違えているという例があるのも事実でございます。

【上田委員長】 重大な記載不備を繰り返すということは、大体その人に特定されてくるわけですね。

【岡本参事官】 繰り返すといってもいろいろあるのですが、監査報告書を見てみると明らかに3カ所ぐらい間違えているという例もあります。

【上田委員長】 個々の監査人に対して、委員会として指導できるかどうかというのは、また話があるわけですね。個々の、例えばAさんならAさん、あなたの場合、毎年こういうことを間違っていますけれども、ちょっと考え直していただけますかということ、委員会としてはなかなか言いづらいですよね。個別の話になる。だから、どうやって……。

【牧之内委員】 それは、委員会というよりも総務省じゃないですか。もしそれをやるとすれば。

【岡本参事官】 登録政治資金監査人の方々に対して指導・助言することになりますと、そもそもそれは適正化委員会の所掌事務ですので、登録政治資金監査人の方に対しては、適正化委員会ということになるのではないかと思います。

【牧之内委員】 それはだけど、報告書を受理しているのは総務大臣ですよ。

【岡本参事官】 収支報告書という形ですとそうです。

【牧之内委員】 ただ、何か委員会でこれの対応方針なんかを決めるとなると、基準がどうのとか恒例がどうのとか、いろいろ難しくてなかなか決められないので、それは事務局で事実上、ちょっとひどいなとか、少し今度のフォローアップ研修会に出てもらえませんかとか、何か事実上の対応でできるだけ前進するよという対応をとったらどうなんでしょうかね。

【上田委員長】 私もそう思うんですけれども、これはどうですか、委員の先生？

【岡本参事官】 問題提起をさせていただいて恐縮ですが、やや気になりますのは、今回の調査は、総務大臣分の調査です。この他に都道府県選管所管分もありますので、総務大臣分だけ指摘するとなりますと、公平性という面からみると全体として考えざるを得な

いかなど。

今まで事務局としてやってきましたのは、問題となる人ではなく事例です。問題となる事例で明らかなミスとか、間違いやすいミスについては、フォローアップ説明会でその具体事例を出して、こういうところで間違っていますよということで、フォローアップ説明会資料の中に入れて、それを皆さんにお示しすると。説明会で説明いたしますし、実は今日ぐらいに発送するんですけども、説明会に来ていただかなかった方にはフォローアップ説明会資料を全員に郵送いたしますので、ちゃんと見てくださいということもお知らせしています。間違った事例に関しまして、しっかりやってくださいということは、これまでもしていますし、今後ともしていきたいと考えております。

【上田委員長】 谷口委員、どうぞ。

【谷口委員】 今、監査報告書に不備があった場合というのは、選管においても、政治資金監査人の方に直接何か、ここを間違っていると言うのではなくて、政治団体に対してここを間違っていると言うわけですね。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【岡本参事官】 その実態を、もしよろしければ。

【上田委員長】 収支公開室長、お願いします。

【高橋収支公開室長】 多分、これは推測でございますけれども、直接監査人に対して言うことはほとんどないと思います。やはり、提出していただいた政治団体を經由してということになるかと思っております。

【谷口委員】 のであれば、それを逐一指摘していただくと。政治団体に対して、事実上、こういう監査人の方を使っていると手間暇かかるから、代えたほうがいいのではないのかというマーケットメカニズムに委ねるような方向で、政治団体に手間暇を負わせる、事実上のサンクションをかけるという形で、しばらく行かざるを得ないのではないのか。先ほど各委員、あるいは御指摘あったように、統一的な基準を定めて、当委員会でこのような人呼び出したり何なり指導をかけるということは、なかなかそういう仕組みをつくるのは難しいと思うので、まずはそういう市場機構に委ねてという方法なのではないかと思えます。

【上田委員長】 そうですね。

牧之内委員。

【牧之内委員】 それこそ日出委員や小見山委員の、各団体のほうに何か情報をお出し

して、そちらで対応していただくことはできないんですか。

【上田委員長】 日出委員、お願いします。

【日出委員】 人の名前を知らせてもらうなんてことはあり得ないだろうと思っ
ていますので、事例を出して、研修会でやるしかないだろうとは考えていますね。あと、繰り返
している人がいるとか、その程度のことしか話はできないだろうと思っ
ていますがけれども。

【上田委員長】 この問題はそういうことで、一応、意見を集約したところで、よろし
くお願いします。

【大泉政治資金課長】 今のあれですと、インフォーマルなレベルでそういう話是可以
するなと思いますけれども、まさに形式的調査権が政治資金規正法に書いてありまして、そ
こまで違ったものが出てきたときに、訂正を促すというところまで行くかという、ちょ
っとまだ議論したことがありませんので。それから、今までやっていないということが事
実なので。非公式なアドバイスという形では可能かもしれませんが、これをもって、
形式的審査権で最も典型的なのが、数字が計算間違いだった。それは直してもらっていま
すけれども、監査報告書のこの部分がちょっと余計ですから、違いますかというところ
まで、あるいは出し直しを命じるとか、そこまではちょっと範囲外といいますか、既に出
してきたものについて、このマニュアルどおりになっていないものを返すということま
では、法的にはできないんじゃないかなということでございますので。

【牧之内委員】 それはそうですよ。

【大泉政治資金課長】 今の範囲内で、とりあえず対応させていただきたいと。

【上田委員長】 それはそうです。

【牧之内委員】 それはもう当然だと思うし、先ほどの、別記のとおりとありながら別
記がついていないんだったらば、ついていませんねと注意を促すと。その後は、どう対応
するかというのはそちらの判断だし、次年度監査人を代えるとかという対応もあるかもし
れないし。それはそういうことだと思います。

【大泉政治資金課長】 すみません。

【上田委員長】 じゃ、そのほかの点について、いかがでございますか。

牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】 あと、検討事案の4ページの3つ目のポツ、マニュアル記載例の見直
し。これも今日、提起をして、今日何か議論してほしいということなんでしょうか。

それから、監査を行った事務所の話も後ろのほうにございますよね。解散をしたためと

という理由をマニュアルに追加するとか云々とか。こういうのも今日、意見をもらいたいということなんですか。

【上田委員長】 参事官、お願いします。

【岡本参事官】 はい。御意見がございましたらいただきたいと思いますが、一方で、今日お決めいただきたいというつもりはございません。

【牧之内委員】 そうですか。

【岡本参事官】 これは総務大臣分の調査ですから、都道府県分の調査を2月に御報告させていただくときにも、またいろいろな角度からの御議論もあるでしょうから、今日委員会として御決定いただいてすぐ手続というようなスケジュールで考えているわけではないのですが……。

【牧之内委員】 そうですか。

【岡本参事官】 御意見等ございましたら賜ればと考えております。

【上田委員長】 今、私から先に申し上げて申しわけないけれども、4ページの枠の中に見直し案として書いてあることは、この程度の修正でしたら何の問題もないと思うんですけれども。それから5ページの、フォローアップ説明会で提示した記載例、これも何の問題もないと思うんですけれども。日を改めて、またここで御議論いただくよりも。

【牧之内委員】 そうですね。

【上田委員長】 多分、大方の委員の先生方は、これで別に問題ないんじゃないかと思われまうけれども、どうですか。

【谷口委員】 結構だと思います。

【牧之内委員】 はい。

【上田委員長】 では、これで意見が集約されました。

じゃ、時間も経ちましたので、この議題につきましては、一応御了承いただいたということによろしゅうございますね。

(「異議なし」の声あり)

【上田委員長】 もし修正がある場合には、委員長に一任させていただきたいと思いません。

次に、第3の議題の「登録政治資金監査人の登録者数及び研修等について」の説明を事務局をお願いします。

【岡本参事官】 はい。それでは、資料3の御説明をさせていただきたいと思えます。

毎回委員会に御報告させていただいている資料でございますけれども、登録政治資金監査人の登録状況といたしましては、一番下でございますように、4,030名という状況になっております。

次に裏を見ていただきまして、2ページ目でございます。2の政治資金監査に関する研修の実施状況ですが、総計の下のほうを見ていただきますと、3,977ということで、4,000名に近づきつつある状況でございます。

また、3番のフォローアップ説明会の実施状況でございますけれども、今年のフォローアップ説明会は終了いたしまして、最終的に23年度合計といたしましては1,142名でございます。22年度の966名と比べまして、大幅に増加をして参加をいただいている状況でございます。

以上でございます。

【上田委員長】 この件につきまして、御質問・御意見ございましたら、どうぞ御発言いただきたいと思っております。

これは、もう御了承いただいたということでよろしゅうございますね。

(「異議なし」の声あり)

【上田委員長】 次に第4の議題として、「平成23年度フォローアップ説明会の実施状況及び参加者アンケート結果について」の説明を事務局にお願いします。

【岡本参事官】 はい。それでは、資料4の説明をさせていただきます。

先ほど申し上げました、フォローアップ説明会が終わったということで、アンケート結果も含めて御報告させていただきます。まず1の参加者の状況については、総数は先ほど申し上げたとおりですが、右側を見ていただきますと、アンケートの回答を、一番下の右から3つ目の欄にあります985名の方にご回答いただいております。そこで1つ右に行っていただきますと、政治資金監査の実務経験がある方が485名ですので、参加された方の大体半分ぐらいが実務経験がある方で、半分ぐらいが実務経験がない方という状況かと思っております。一番右でございますけれども、前年度のフォローアップ説明会にも参加していただいた方が650名ですので、大体リピーター率という意味で言いますと、参加者の方の3分の2ぐらいが参加していただいていたという状況と考えております。

2の今回のフォローアップ説明会ということで、内容の感想、資料の感想、時間の感想を聞かせていただいているところでございますけれども、特に内容のところでございますが、とても参考になった、多少参考になったという方が、圧倒的多数でもございますので、

基本的には高評価をいただいているのではないかと考えているところがございます。また、下の高松であるとか、熊本であるとかいうところは初めて開催させていただいているわけですが、そういうところは、とても参考になったという率がやや高いようにも思いますので、初めて開催したところに関しましては、特に高く評価をいただいているところもあるのかなと考えております。

次に、後ろのページを見ていただきたいと思いますが、3番の今後のフォローアップ説明会についてです。今後も継続していくべきという方が892名ですので、圧倒的多数でもございますし、自身の意向としても、引き続き参加していきたいという方が900名いらっしゃいますので、引き続き開催場所等を検討の上、充実して開催できるように事務局として努力してまいりたいと考えております。

その他の主な意見ということで、アンケートの中で記載いただいていたので、いろいろございますけれども、そのまま載せさせていただいておりますので、御参考にしていただければと考えております。また、具体的な開催計画につきましては、来年委員会にお諮りさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【上田委員長】 この件につきまして、御質問・御意見ございましたら、どうぞ御発言ください。

これにつきましても、了承いただいたということでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【上田委員長】 次に、その他の議題としまして、「政治資金監査に関するQ&A」の説明を事務局にお願いします。

参事官、お願いします。

【岡本参事官】 はい。それでは、委員限り資料、資料Dを御覧いただきたいと思えます。今回のQ&Aでございますけれども、公共料金等の請求書兼振込依頼票をコンビニエンスストアや金融機関に持って行きまして、そこで支払った場合に、コンビニエンスストアや金融機関が受領印を押して手元に戻ってきた書面が、政治資金規正法の領収書等に該当するかというものでございます。回答案といたしましては、コンビニエンスストア等が請求書発行事業者、やや難しい表現になってはいますが、これは例えばNTT東日本や東京電力など公共サービス等の担い手のことですが、それらと代理受領契約を結んでいる場合には、目的・金額・年月日の3事項が記載されていれば、政治資金規正法上の領収書等に該当するというものでございます。これは、コンビニエンスストア等が例えば請求書発行

事業者と代理受領契約を結んでいるといたしますと、コンビニエンスストアが押した受領印の効果は請求書発行事業者に帰属するという事で、請求書発行事業者が受領印を押しただけと同じ効果を法的に持つことから、政治団体は請求書発行事業者から領収書等をもたらしたことになるためでございます。

この件に関しましては、今まで明確な方針が必ずしも示されてこなかったわけでございますけれども、コンビニエンスストアは金融機関でないため、振込明細書ではないことは明らかでございますので、実務上の扱いといたしまして、振込明細書ではなく、領収書にも該当しないという取り扱いで、徴収明細書をつくるようにと指導してきた選挙管理委員会も一部にはあるようでございますので、今回Q&Aを示すことで見解を明らかにして、領収書等として扱えることを明確にする意義は大きいのではないかと考えているところでございます。

ここで、目的・金額・年月日が記載された請求書兼振込依頼票があるときに、コンビニエンスストア等が請求書発行事業者と代理受領契約を結んでいるかわからないという場合が問題になり得ます。コンビニエンスストアはそもそも、為替業務を行う権限はございませんので、問題はありませんが、特に金融機関の場合は代理受領業務でなくて、為替業務を行うことはできますので、問題が生じ得ます。金融機関等に代理受領権限がない場合は、当該請求書兼振込依頼票に受領印を押されたものは、領収書等には該当せず、金融機関等が政治団体の意を受けて送金することを示す書類、いわゆる政治資金規正法上の振込明細書になるわけでございます。

このため、幾つかの領収証や振込明細書の実例につきまして、現在、選挙部の協力を得まして具体の事例を取り寄せて検討しておりますので、Q&Aをホームページにアップして周知を図る時期につきましては、少しお時間をいただきまして、しかるべき時期とさせていただきますと考えております。

また、仮に請求書発行事業者と代理受領契約がないため、領収書ではなくて、政治資金規正法上振込明細書であったといたしましても、その支出目的が振込明細書に記載されていたという場合に、改めて支出目的書を作成しなければいけないのかという点につきましても、検討していただいているところですので、御報告を申し上げます。仮に振込明細書に目的が記載されていれば、改めて支出目的書を作成する必要はないということになりますと、当該振込明細書の写しを提出することで、収支報告書にあわせて提出する書類の提出義務を果たすこととなりますから、金融機関等が請求書発行事業者と代理受領契約を結

んでいるか否かにかかわらず、当該請求書兼振込依頼票に受領印を押したものの写しを諸官庁に提出しますと、当該書類が領収書等に該当するか、振込明細書に該当するかの違いはありますが、政治団体のなすべきことは変わらず、また受け取る側の選挙管理委員会も実務の面で混乱を来すことなく対処できることとなると考えております。

御説明は以上でございます。

【上田委員長】 今回の御説明で、もうよろしゅうございますね。

(「異議なし」の声あり)

【上田委員長】 じゃ、本日の議題は以上でございますが、今後の委員会の進行等について、事務局からありましたらお願いします。

参事官、お願いします。

【岡本参事官】 はい。

本日の委員会の審議状況につきましては、委員会の終了後、総務省8階の会見室におきまして、事務局長によるブリーフィングを予定いたしております。本日の公表資料につきましても、その場で配付する予定でございます。

なお、本日の委員会の議事要旨につきましては、各委員のご連絡先に明日12月21日の夕方ごろに確認のご連絡をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

【上田委員長】 それでは、以上をもちまして本日の政治資金適正化委員会を終了したいと存じます。

次回の委員会の開催等につきまして、事務局に説明をお願いします。

【岡本参事官】 はい。次回の委員会についてでございますが、委員の皆様方の日程調整をさせていただきました結果、2月7日火曜日の午後を開催をさせていただきたいと思っております。詳細はまた後日、文書にて連絡いたしますので、よろしく願いいたします。

【上田委員長】 本日は長時間にわたり熱心にご審議いただき、ありがとうございました。